

令和8年8月14日

質疑書に対する回答

高 知 県 知 事

令和8年7月17日付けで公告した「道路台帳管理システム再構築委託業務 公募型プロポーザル」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

NO	質問事項	回 答
1	調達仕様書（非機能要件定義書）P3、P5 仕様書において、「利用するクラウドサービスは ISMAP において登録されたサービスを利用することを原則とする。また、ISMAP に登録されていないクラウドサービスを利用する場合は、当制度に定められた暫定措置による対応を踏まえていることを前提とする。」と記載されています。 当社が提供するクラウドサービスは ISMAP 登録サービスではありませんが、ISO/IEC27001 認証を取得し、Tier4 相当の国内データセンターで運用しています。また、LGWAN-ASP サービスとして J-LIS への登録実績を有しており、高知県様においても、運用実績（現在も運用継続中）を有しています。 このような場合においても提案することは認められますか。	再構築する道路台帳管理システムは、外部公開や、個人情報を外部のクラウドサービスで取扱うことを想定しているため、ISMAP に登録されていることを要件としています。 （7/29 回答） ※非機能要件定義書（P3）に記載のとおり、道路台帳管理システムそのものが ISMAP に登録されていることを条件とするものではありません。
2	募集要領P2 5. 資格要件（1）① 本プロポーザルへの参加申込時点で「高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿」に登録されていなくても問題ございませんでしょうか。	募集要領（P2）の5資格要件（1）①に記載のとおり、契約締結時までに登録が予定されている場合も、資格要件を満たすものと判断します。 （7/29 回答）
3	募集要領P3 5. 資格要件（1）⑦ 「国又は地方公共団体の同種・類似システムについて構築又は更新の業務」について、「平成〇〇年度以降に」等の履行時期に関する条件はございますか。	資格要件においては、履行時期に関する条件は設けておりません。 （7/29 回答）

NO	質問事項	回 答
4	募集要領の（３）事業内容に、「既存パッケージソフトの導入を前提」とありますが、既存パッケージソフトとは次のいずれを指しておられますでしょうか。 ・高知県様にて導入済みのソフトウェア ・現時点で調達可能なソフトウェア（有償・無償含む） 前者の場合、ソフトウェア名、バージョン等の情報をご教授ください。 後者の場合、ソフトウェアの候補選定は、業務の中で受注者が行うものと考えてよろしいでしょうか。	現時点で調達可能なソフトウェア（有償・無償含む）を指しています。ソフトウェアの候補選定（新規開発含む）は、業務の中で受注者が行うものと考えていただいて問題ありません。 (8/3 回答)
5	現行システムのサーバに導入されている OS およびミドルウェアのソフトウェア名・バージョン番号をご教授ください。	OS : Windows Server 2019 シンクライアント : Citrix VirtualApps and Desktops 2023 LTSR CU3 DB : Oracle 19c GIS エンジン : GeoBase (8/3 回答)
6	道路台帳の補正作業について、対象データと補正内容をご教授ください。 例えば、道路台帳附図の図面の歪みや座標の修正、原票の各項目（地先名・延長等）の値の修正など。	現道拡幅、バイパス工事、移管等に伴い必要となる道路台帳附図の図面や座標、原票の各項目（延長・幅員、各種コード（例：供用改良コード、路面コード、緊急輸送道路等））の追加・修正・削除を想定しています。 (8/3 回答)
7	現行の道路台帳管理システムや各サブシステムにおいて管理されている「レイヤー一覧表」「データ定義書（属性・データ構造）」および「出力帳票サンプル（PDF やExcel 等）」をご提示いただくことは可能でしょうか。	プロポーザル参加者に対し、別途サンプルデータ等を提供します。 (8/12 回答)
8	現行システムからのデータ移行にあたり、提供予定のデータ形式および受渡方法についてご教授ください。 ・DB 上の属性データ（CSV、Shape、空間データベースのダンプ等） ・実データ（図面、写真、CAD 等のフォルダ構成やインデックス情報の有無）	DB 上の属性データは Oracle のダンプデータで提供予定です。ポータルサイトのソース及び実データ（図面、写真、CAD 等）については SSD 等で提供を行います。新システムの本番稼働開始にあたって、受託者にて安全な移行計画の立案をお願いします。 (8/12 回答)

NO	質問事項	回 答
9	「5 調達仕様書」について “1.1 本業務の背景と目的”を確認しますと、現行システムは「明示申請や占用許可に関する申請情報等を一元管理するものである。」と記載がありますが、” 2.1 対象業務範囲” および、” 3.1 機能要件” には明示申請に関する記載がないように見受けられます。明示申請に関しても重要な機能の一つと考えますので、本業務の対象として実装するものと考えてよろしいでしょうか。	明示申請に係る機能について、機能要件としては求めていませんが、実装することを提案いただいても問題ありません。
10	「3 プロポーザル審査要領」について 審査委員会でのプレゼンテーションについて、提出した企画提案書以外に、審査時のプレゼン用資料を PowerPoint 形式で準備することは可能でしょうか。 可能な場合、プレゼン用資料は企画提案書と同時の提出が必要でしょうか。	プレゼン用資料についてはPowerPoint 形式で問題ありません。企画提案書と同時の提出は求めませんので、審査委員会当日にデータ持ち込みをお願いします。なお、プレゼン用資料は企画提案書の内容をもとに作成（※実演も可）いただくことを基本とし、提案内容の追加や変更は認めません。